

- ◇ この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
- ◇ 後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
- ◇ 今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たつては正規の会議録と受け取られる」とのないようお願いいたします。

○安住委員長 これにて高木君の質疑は終了いたしました。

○階委員 立憲民主党の階猛君。

○階委員長 これにて高木君の質疑は終了いたしました。

○階委員 立憲民主党の階猛君です。

今日、我が党の来年度予算案の修正案、正式に発表する予定です。政権を目指す政党として、現在物価高等で苦しんでいる国民のために必要な歳出を増やす、これも大事なんですが、一方で、将来日本を背負っていく次世代に負担を先送りしない、そのためには、削るべきところは削り、増やせるところは増やしていく、こういうことも考えた総合的な修正案となる、こういうことです。そこに含まれる具体的な内容について、幾つかお尋ねしていきたいと思います。

まず、私がねがね百三十万円の壁の対策の必要性ということを訴えてきたわけなんですが、政府の方の、最近出てきているいわゆる二十時間の壁対策、これについて、ちょっと問題があるということを指摘していきたいと思います。

皆さんのお手元には、「短時間労働者の企業規

模要件を撤廃した場合のイメージ」という資料が配られているかと思います。現行制度では、御承知かと思いますが、五十人以下の小規模な会社では被用者保険の適用はないということなんですが、これを撤廃して、五十人以下の企業でも、週の所定労働時間が二十時間を超えれば全員被用者保険の適用があるということに変えていこうと。もちろん、経過措置とかはありますけれども、最終的にはこうなっていくわけですね。

私は、地元で、中小零細企業の経営指導をしている方に先日お話を聞いてきました。こういう案があるんだけれどもということを聞いたところ、まず、岩手などの地方では、五十人以下の中小零細企業というのは圧倒的に多いんですね。数でいうと、企業全体数に占める割合、九割ぐらいはそうだと思います。その上で、御存じのとおり、コロナ禍によって借金も増えたし、売上げも十分に戻ってきていないという問題であるとか、また、物価の上昇もありますし、最低賃金もうんと上がってきているということから、ただでさえ苦しい中でこの社会保険の適用というのがあると、企業負担が非常に厳しい、そして、事業継続を断念せざるを得ない、こういう声が多いということになりました。

そういう中で、今政府はどういうふうにして事業者を助けるかということも考えていただきたいと思います。二枚目がそれなんですけれども、これも前にもこの委員会で取り上げたやつなんですが、我々の百三十万円の壁対策もそうなんですが、壁を越えたところで手取りががくつと減るわ

けですね。この減ったところを、我々は給付で埋めると言っていますが、政府の案は、給付で埋めるのではなくて、事業主の保険料負担部分を増やすことによって手取りが減る分を抑えましょうということです。

逆に言いますと、事業主としては、さつき言いました、元々の五〇対五〇、ファイフティー・ファイティーの負担割合でも厳しい中で、更に負担が増える。例えば七五対二五とか、そういう形で増えるわけですね。その増えた二五なら二五の部分を他の人が納めた保険料でカバーしましよう、保険料負担を減らしましようということなんですが、でも、元々の五〇の負担は残るわけですよ。これがることによって、やはり事業者は厳しい。そして、さつき言つたような、事業継続に困難を來して事業を断念するか、あるいは、何とか事業を継続しようとした場合、働くさせ控えであつたりあるいは適用逃れ、こうした望ましくない事態が生じることによつて、政府が意図したような、みんなが被用者保険に入れるようなどころから遠ざかってしまうんじゃないか、つまり、実効性を欠くんじやないかと思うわけなんですけれども、この点について、大臣、どうお考えになりますか。

○福岡国務大臣 私の地元、佐賀県も、委員の県と一緒にどのように、圧倒的に五十人以下の企業が多いような地域でございます。

今回、御指摘のようなそういう企業のことも考えまして、適用拡大に当たつては、御指摘ありましたように、十分な準備期間を設けて、しかも段階的に実施するということを検討しています。

また、当然、加入者には年金や医療の給付が充実するメリットがあり、事業主にとつても、労働者への年金給付等が手厚くなることで、人材確保や定着の観点からもメリットもあることをしっかりと周知、広報していくことが大事だと思つています。

御指摘の、保険料の調整の仕組みについては、労働者が被用者保険の適用を超えて就業調整をすることがないよう、労使折半を超えて事業主が負担した保険料を支援の対象としております。

事業主の折半相当分を減少させるというような御提案がございました。それにつきましては、社会保険料が、医療や年金の給付に充てられ、労働者を支えるための事業主の責任であることなどから、慎重な検討が必要だということながら、慎重な検討が必要だというふうに考えておりますが、当然、中小企業の経営にも配慮する観点から、これまでも制度の周知や専門家の派遣、事業主の助成などの支援を講じてきたところであります。また、関係省庁と連携して、今後の支援の在り方については検討を進めていきたいと考えております。

○階委員 今、早口でいろいろ言われたんですけども、五〇対五〇の元々の負担、そしてそれを、更に負担を七五対二五とかに増やしていくんだけれども、増えた二五は国がちゃんと面倒を見ますよ、あるいは保険財政の中で面倒を見ますよといふのが政府の案ですけれども、私が問題にしているのは、その五〇対五〇でも大変だということなんですよ。

五〇の負担を、今のこの五十人以下の中小零細

企業、そして先生の御地元でもそういうふた企業が大半を占めるということですから、そうしたところに求めるような制度が果たしてワークするのかということをお尋ねしているんですよ。ここは紙を見ないで、ちゃんと自分のお考えでお願いします。

○福岡国務大臣 先ほども申しましたように、社会保険料については、医療や年金の給付に充てられ、労働者を支えるための事業主の責任であることなどから、事業主の折半相当分を減少させることがござります。そこは別の形で支援を行っていくということが必要だと思います。

○階委員 別の形というのは何ですか。

○福岡国務大臣 それは、これまで、中小企業の経営にも配慮する観点から、事業主への助成などの支援を講じてきた。そういうことについて、まだ具体的にこうということではなく、今後そういったことも含めて検討していく必要があると思います。

○階委員 私、ピンポイントな質問をしているんですよ。五〇対五〇の部分のところをどうするかということだけ、端的にお答えください。一般的な中小企業の支援策を講じているのは、それは前からのことです。

○階委員 じゃ、私が問題にしていた五〇対五〇の五〇の部分についても支援を行うということです。いいですか。

○福岡国務大臣 五〇につきましては、先ほど申しましたように、事業主の責任の部分でございまして、事業主の助成などにつきましては、これまでその負担、事業主の負担、そのうちの五〇対五〇の五〇の部分についてどうするかということを聞いているわけです。

○福岡国務大臣 五〇対五〇の事業主の折半部分につきましては、そこは慎重に考える必要があると考えておりますが、そこは段階的に実施していく中でしっかりと対応していくことを考えております。

○階委員 います。

○階委員 ちょっとよく分からぬ。

五〇の負担の部分については支援するのか、支援しないのか、結論だけお答えください。（発言する者あり）

○安住委員長 速記を止めて。

〔速記中止〕

○安住委員長 速記を起こしてください。

○福岡厚生労働大臣

言ひ方がうまくありませんでした。

○福岡国務大臣 その事業主への助成については、これまで中小企業庁等とで様々な助成措置がされております。そういうことを複合的に行いながら、中小企業については支えていきたいということです。

○階委員 じゃ、私が問題にしていた五〇対五〇の五〇の部分についても支援を行うということです。

○階委員 五〇対五〇の事業主の折半部分につきましては、そこは慎重に考える必要があると考えておりますが、そこは段階的に実施をしていく中でしっかりと対応していくことを考えております。

○階委員 結局、慎重だということは、今のとこ

ろは考えていないということでよろしいですか。うなづいていますので、そのように受け取りました。

ということで、地方の中小企業、私の地元でも、五十人の壁を意識しているのかどうか分かりませんけれども、五十人以下、四十人ぐらいのところが非常に重要な地域経済の役割を果たしているんですよ。ですから、そこへの配慮を欠いた政策は、私は絶対まずいと思います。

加えて、百三十万の壁、今、政府がやろうとしている、あるいはやっていること、これも非常に筋が悪い。何をやろうとしているかというと、これまで、二年連続で百三十万を超えたとしても、それが一時的な収入変動だというふうに雇主が認めれば、それを健康保険の方が了とすれば、扶養から外れない、つまり手取りが減らないという特別な扱いを認めていた。これをこれから恒久化しようということなんですね。二年連続をインターバルを置いて何回も繰り返すことによって、永久に保険料を払わないで済む。

今まで自分の力で百三十万の壁を越えて保険料を納めてきた人とか、あるいは、そもそも三号被保険者ではなくて、シングルの方などで自分で保険料を納めてきた方との公平性はどうなっているんですか。余りにもこれは不公平だと思います。ちなみになんですねけれども、私たちの提案、資料の三枚目を御覧になっていただきたいんですが、私たちには、既に乗り越えた人にも、二百万円までのゾーンにいる方については給付を行いますし、また、グラフみたいなのが二つあって、右側の方

は、百三十万の壁対策とは別途、低収入のシングルの方向けにも同じような給付を行うことによつて、全体として公平性が整う、そういう仕組みを提案しています。

こういうことがないんですよ、政府の百三十万壁対策。非常にこれも問題だと思いますが、その点についていかがですか。

○福岡国務大臣 まず、政府案につきましては、働き方に中立的な制度を構築する観点から、被用者保険の適用拡大を進めることが基本的な対応で、それを含む年金改正法の取りまとめに向けて今検討を進めさせていただいています。

御指摘の、被扶養者認定の円滑化の恒久化であつたり、また、雇用契約内容を基に被扶養者認定を行うといった措置につきましては、被用者保険の適用拡大に一定の期間を要する中で、現下の厳しい人手不足の状況を踏まえ、検討中の案として提案させていたいたものでございまして、引き続き、関係者間で丁寧に議論を進め、成案を得るべく努力してまいりたいと思います。

○階委員 私、さつき、ちょっとと言い忘れたことを今大臣が取り上げていただいたんですが、今回、百三十万の壁対策として政府が加えた内容に、今まで百三十万円の収入をどういうふうに判断していたかというと、お給料だけじゃなくていろいろな収入を全部合算して判断していたのを、これからは雇用契約、契約書に書いている内容で判断するということなんですね。

これも、契約上の金額を少なくして残業を多くするといふんじやないかとか、ボーナスを多くす

ればいいんじやないかとか、脱法行為、不公平な運用、モラルハザードを招くおそれがあるということで、検討中だとおつしやつてましたけれども、これは本当に筋が悪いと思います。

なので、改めて、私たちの提案というのは、非常にいろいろな面に配慮しておりますし、確かに、財源としては、我々の案は七千八百億円かかります。維新の会の皆さんも同じような問題意識で提案していく、こちらは二千億円で済むとおっしゃっています。我々も七千八百億にこだわるわけではありません。どこかに最適な解があると思いますが、いずれにしても、ここで使う公費は無駄になります。保険の財政が健全化します。そして、将来的には、最低賃金が上がり、年収が上がっていくことによって給付の総額というのもどんどん減っていきますから、これは財政にも優しい。

ということを考えて、是非、与野党で、百三十万の壁対策、実効性のある対策、これを建設的に議論して、実現に向けて進めていきたいと思うのですが、いかがでしょうか。厚労大臣、そして財務大臣、続けて答弁をお願いします。

○福岡国務大臣 まず、御党の案につきましては、国会で御議論いただくべきところでございますが、これでも議論がありましたように、そこは税で見るべきか保険料で見るべきかみたいなところの考え方の相違があるというふうに承知をしています。

私どもとしては、相互扶助の精神の下で、保険者間の支え合いの中で、しかも、そこは適用にならない方についても保険者の裾野が広がることに

よつて制度の安定性が増すということで、そちらの方が御理解をいただけのではないかというふうに考えております。

○加藤国務大臣

委員また厚労大臣とも共有しているのは、働き方に中立な制度にしていく、あるいは、いわゆる年収の壁等を意識せずに、御本人の希望の形で働ける環境をつくっていく。そのため、今、心理的な壁があつたり制度的な壁があるこの現状の中で、それをどう越えていくのか。これは大事な視点であり、そこは問題点を共有されていると思います。

厚労省のはまたちよつと飛ばさせていただいて、公金、要するに税金で賄うかどうかということにちょっと限定してお話をさせていただきたいと思います。

公費によつて社会保険料の穴埋めをするにおいては、公平性と財源とそして実務、この三つの観点からまず課題があるのではないかと。（階委員「短くお願ひします」と呼ぶ）はい。

それで、公費の話は、そもそも論、ありましたけれども、例えば、単身で今二百五十万で一号被保険者の方、こうした方は給付対象にならない。

一方で、配偶者であると、例えば女性だつたらば男性、男性だつたら女性でありますけれども、世帯の収入というのは例えば一千万を超える場合もあるわけですね。そのときには給付対象とされるという、この不公平感をどう考えていくのか。

それから、多額の財源の話は先ほどありました。それからもう一つ、個人に対する給付について、まさにこれは、働き方に中立であり、女性活躍に

かに実施する必要があるんだろうと思ひますが、それに一体どういう形で実務上対応できるのか、こういった課題があるのではないかなどというふうに思つています。

○階委員

最後の実務上の課題については、我々も官僚組織と日々手伝いをしてもらえる関係じやないので、詰めが甘い部分はあるのは認めますよ。ただ、実務上の課題は、まさに政府・与党と協議していく中で改善していかなければいけます。

そして、働き方に中立な制度ということなんですが、これが我々も目指すところなんですね。

もう一度、一枚目を見ていただきたいんですが、

やはり、二十時間の壁を越えたところで被用者保険に入るというのは、一見、被用者にとってはありがたいよう気がするなんだけども、ただ、さつきから言つてゐるよう、事業者にとつては非常に厳しいわけですよ、この経済環境の中で。今まで、任意適用ということで、二十時間から三十時間の間で働く人について、企業が任意で被用者保険の適用をしていた場合もありました。ところが、そういう余裕はなくなつてきている。

そこで、我々はやはり、三十時間の壁を乗り越えたら、これはちゃんと正社員と同等の働きをしているわけだから、ちゃんと被用者保険に入つてもらおうということは考えていて、そして、三十時間働くということは、二十時間の場合と違つて、よりパートで働いている方が活躍する場面が増えていくわけですね。さらに、三十時間の壁を越えて正社員と同等になれば、更に活躍できる。

まさにこれは、働き方に中立であり、女性活躍に

もつながるということで、今の働き手不足、あるいは男女平等、ジェンダー平等、こういうのが求められている中で、我々の提案は本当にやつていい価値があるものだということを繰り返して申し上げたいと思います。

このことについて、是非建設的な議論をお願いしたい。厚労大臣、所管の大臣として、もう一度答弁お願いします。

○福岡国務大臣

今委員おつしやりましたように、働き方に中立的な制度を目指していけるという方向性は一緒だということをおつしやつていただきました。その中で、被用者保険の適用を拡大していく。その中で、被用者保険の適用を拡大していく、その方向性についても共有をしているものだと思います。

私もとしては、先ほども申しましたように、

五十人以下の企業、一気にやるとやはり痛みが大きゆうございますから、三十五人以上の企業、二十人以上の企業、十人超の企業、十人以下の企業ということで、段階を経ながら、長いスパンをかけながらそこは適用していくことで御対応いただきたいということで進めておりますが、引き続き、どのような案がいいのかについては議論させていただく中で、我々も検討を進めていきたいと思います。

○階委員

冒頭申し上げたとおり、我々の予算の修正案、これから出しますけれども、その中にも含まれるはずです。是非よろしくお願ひします。

次に、今度は削る方の話を申し上げたいと思ひます。

昨日、重徳委員との質疑の中で加藤大臣が、も

し基金のいわゆる三年ルールを適用したらどれくらい使い残しがあるかという数字を出しておられました。足し上げていくと八・一兆円ぐらいということで、ただ、八・一兆円が余りだということではないという趣旨なんだと思います。先々使う予定もあるし、無駄になるものではないということなんですが。

私が問題にしたいのは、金利のある世界になつてきました。予算積算金利、二%です、今。仮に、八兆円、一年間使わずにため込んで残したとするところ、それだけで千六百億円、金利が、支払いが増えるわけですよ。必要なときに使うのは、我々も全く賛成です。ただ、必要になる前に、お金を、借金をして、借りて、ブタ積みにしておく、こんなことは民間企業ではあり得ませんから。千六百億もの多額の資金を無駄にするなんということは、民間だつたらすぐ首ですよ。

私が申し上げたいのは、この千六百億という資金を寝かせていく上で、民間企業だつたら、資金調達コストを上回る運用益を稼ぐ、当然そういうインセンティブ、モチベーションがあると思うんですね。

そこで、これまで同僚が取り上げてきた四つの基金あるいは追加予算、これについて、どういう運用実績になっているかということを、四つ、お聞きしていきますね。

一つ目、防衛装備移転円滑化基金、運用益は幾らですか。端的にお答えください。

○中谷国務大臣 基金の預金利子は、令和六年八月時点におきまして約五百万円となつており、基

金残高に充てております。

なお、この防衛装備移転というのは、移転先の国の防衛力整備上のニーズに基づいて具体的な案件が形成されますので、具体的な数字は流動的です。

○階委員 ちなみに、私どもが試算しましたところ、大体現在八百億で、来年度予算で千二百億になるわけですね。平均残高が一千億としますと、大体年間二十億、利息支払いを消える、一年間も使わなければですよ。そういうことなんですよ。二十億利息を払つて五百万ですか。こんなことは民間ではあり得ません。

次に、先端国際共同研究推進基金のうちの、いわゆるグローバル・スタートアップ・キャンパス関連、運用益はどうなつてあるか、お答えください。結論だけで結構です。

○あべ国務大臣 令和五年度の運用収入が五百八万円でございます。

○階委員 五百八万円。こちらも、我々が試算した年間の支払い利息、これは十一億ぐらいになります。十一億利息を払つて五百万ですか。これもあり得ません。

そして、コロナワクチン生産体制等緊急整備基金、これについては運用益はどうなつてますか。

○福岡国務大臣 令和二年度から令和五年度までにおきまして、合わせて約二十二億円の運用損が発生してございます。

○階委員 聞きましたか。運用益じやないんですよ。マイナス金利のときもあつたりして、預けた金は、多額の資金は、銀行が預かつてくれないんだけれども、往復ひんたみたいなものですよ。

たしか、調達コストも莫大な金額になつています。ちょっと今手元にないので割愛しますけれども、桁違いの、何百億という、そういう調達コストもありますから。

最後に、グローバルサウス、これは基金ではなく、千五百億ぐらい、なぜか補正予算で急に出てきた。これが団体かどこかに積まれるわけですがれども、これについての運用状況、運用益はどうなるか、お答えください。

○武藤国務大臣 済みません、ちょっと今の、事業ということですので、運用益については、これは基金事業じやないので、発生していないという認識であります。

○階委員 しかし、千五百億を予算で手当でした後、公募実施期間、これはお金が寝てますよね。千五百億ですから、年間にすると三十億ぐらいですね。年間三十億、半年としても十五億ですよ。十五億もの利息を払つてしまふわけですよ、お金を寝かすことによつて。十五億あつたら、いろいろなことができますよ。そんなずさんなお金の使い方、お金の寝かせ方。

今、金利のある世界に変わつてきていますから、昔のマイナス金利、超低金利の黒田総裁の時代なら百歩譲つて許されたかもしれませんけれども、今は許されないんですよ。認識を変えていただきたい。

財務大臣、今の議論を聞いていて、いかがですか。

○加藤国務大臣 調達金利がどうなのか、これはなかなか難しいところがありますが……（階委員「いや、予算積算金利の話をしているんです」と呼ぶ）いや、ですから、当該基金に充てたお金が税収なのか国債なのか、それは一概に言えないという意味で申し上げた。ただし、お金というのとは常に機会費用が発生している、そういう御観点だと思います。

今、三基金についてはそれぞれ運用が規定されているわけあります。基金は、いつ、どこで支出があるか分からぬから、こういう基金の仕組みを取っています。したがって、短期の運用にどうしてもならざるを得ない。今委員御指摘の金額、例えば国債で運用します、例えば十年物にします、金利が上がります、債券が下がります。しかし、そのときに突然資金需要が出たときにどういうことになるのか。

そういったところも含めて、よく、それぞれの当該官庁において、安定的な、しかし、おっしゃるように機会費用ということも当然認識をしていただかながら、適切な運用をしていただか必要があると思います。

○階委員 大臣、ピントがずれていますよ。私は、別に運用してもらうけど言つていません。ブタ積みするんだつたら、ちゃんと返して、必要なときに予算を手当てすればいいでしようということを言つているわけですよ。別に運用しろなんということを言つていませんよ。

財務大臣として、国の財政事情がこんな厳しいときに、こんな無駄な利払い、放置しておいていいんですか。

○加藤国務大臣 いや、だから、委員が全く基金の必要がないとおっしゃるんなら、それは一つの考え方だと思います。

ただ、前から申し上げているように、基金そのものに計上する予算というものが、当該年度において、例えば七年度でいえば七年度において確実に歳出される、これは当然通常の予算に計上すべきものであつて、そこが必ずしも明らかでない、

そうしたことをベースとして、しかし、そうした対応が今求められている、それに対応するために基金を積ませていただき、そして、その中身については、いろいろ議論はありますけれども、我々、当該官庁からもいろいろな話を聞いて、必要なお金も積み上げさせていただいています。

当然、積み過ぎというのは、おっしゃる意味は、要するに、八年度以降の数字を言えば、それは、六、七、八、九、あるいは、今三年適用ルールの前で言えば、それを超える部分についてもこれは対応してきているわけありますから、先般の

お示しした数字は、委員もおっしゃつていただいたように、使い残しという意味ではなくて、八年度以降も必要なお金ということで、分類してお示しをさせていただいたとあります。

○安住委員長 階君、間もなく時間が参りますから。

○階委員 そうですか。

令和七年度、この一年間だけでも何十億という利払いが無駄になつてゐるということを言つてゐるわけです。令和八年度に必要だつたら、令和八年度の予算で手当ですればいいわけですよ。それを言つています。

もう一問ぐらい質問する時間はありますか。あと一問、いいですか。

○階委員長 そうですね、あと一問。

○階委員 済みません、お許しをいただいたので、ちょっと別なテーマ、一つだけ。

今日は地方創生にも来ていただいていますけれども、石破総理と年末この場で議論したときに、地方創生交付金を二倍にすると言つてゐるんですけど、二倍にするんだつたらKPIを見直せという話をしました。例えばとすることで、地方と首都圏との人口の流出入、目標をなかなか達成されないんだけれども、それを達成できるようになることをKPIにしたらどうかということを言つたわけですけれども、KPI、どうなりましたか。端的にお答えください。

○鳩山副大臣 御質問にお答えをさせていただきます。

従来の地方創生交付金については、事業ごとに評価手法に対応する定量的なKPIを自治体が設定をし、P D C Aサイクルを回す仕組みとしており、例えば、関係人口の増加数や移住者数などをKPIとして設定してきたところであります。

新地方創生交付金においては、これまでの交付金の検証の仕組みを強化し、事業の検討、実施、検証の各段階において、産官学金労言などの地域

の多様な主体が参画する仕組みを構築し、効果検証及び評価結果、改善方法の公表を義務化することとしております。

○階委員 結論だけお願ひします。KPIを見直しましたか。お答えください。

○安住委員長 鳩山副大臣、簡潔に、見直したかどうかだけ答えて。

○鳩山副大臣 御質問にお答えをいたします。

地方二・〇の定量的なKPIについては、これまでの地方創生の成果と反省を踏まえ、基本的な考え方へ沿って定量的なKPIを今後設定してまいりたいと考えております。

○階委員 今後ということですから、今、この来年度予算を審議している段階では見直されていません。ということは、二倍にする根拠はないということを申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。